

## 議案第2号

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する  
条例について

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7年 3月 3日提出

みやき町長 岡 毅

### 提案理由

この議案は、人事院及び佐賀県人事委員会の給与等の改定に関する勧告及び民間育児・介護休業法等の一部改正法に鑑み、仕事と生活の両立支援の推進のため、みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する 条例

(みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年みやき町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「前条」を「第8条」に改め、同条第3項中「前条」を「第8条」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第24条の2 職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）が小学校（第1学年に限る。）に就学している子を養育するため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、子育て部分休暇を与えることができる。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、みやき町職員の給与に関する条例第26条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、みやき町職員の給与に関する条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第25条第10号中「看護」を「看護等」に、「又は病気」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

第27条第1項中「定める者」の次に「（第27条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第27条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第27条の3 任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護が必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第27条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（みやき町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 みやき町職員の育児休業等に関する条例（平成17年みやき町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「による育児休暇」の次に「、勤務時間条例第24条の2の規定による子育て部分休暇」を、「当該育児休暇」の次に「、当該子育て部分休暇」を加え、同条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

（みやき町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第3条 みやき町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年みやき町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第15条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日（みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による同条例第8条第2項に規定する勤務の制限を請求しようとする一の期間の初日をいう。）とする改正後のみやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためのものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に係る新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条</u>第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>前条</u>第2項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第8条</u>第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第8条</u>第2項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p><u>第24条の2 職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）が小学校（第1学年に限る。）に就学している子を養育するため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第25条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は病気の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話を<u>行う</u>）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>ことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>	<p>は、当該職員の請求により、子育て部分休暇を与えることができる。</p> <p>2 <u>子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>子育て部分休暇については、みやき町職員の給与に関する条例第26条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p>第25条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を<u>行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加を</u>することをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>

改正前	改正後
<p>(11) (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第27条 介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(11) (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第27条 介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者<u>(第27条の3第1項において「配偶者等」という。)</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第27条の3 任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護が必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）におい</u></p>

改正前	改正後
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p>	<p><u>て、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第27条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>

みやき町職員の育児休業等に関する条例に係る新旧対照表（第2条）

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認) 第19条 (略)</p> <p>2 勤務時間条例第24条の規定による育児休暇_____又は勤務時間条例第27条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇_____又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職</p>	<p>(部分休業の承認) 第19条 (略)</p> <p>2 勤務時間条例第24条の規定による育児休暇、勤務時間条例第24条の2の規定による子育て部分休暇又は勤務時間条例第27条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇、当該子育て部分休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職</p>

改正前	改正後
<p>員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

みやき町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例に係る新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 略	第1条 略
(みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)	(みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
<p>第15条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定</p>	<p>第15条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定</p>

改正前	改正後
<p>する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後のみやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p>	<p>する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後のみやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p>